

【介護保険】

〈要介護〉 1割または所得によって2割、3割となります。

所要時間	基本単位	自己負担10割	1割	2割	3割
20分未満	314単位	3,271円	328円	655円	982円
30分未満	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円
1時間未満	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間30分未満	1,128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
理学療法士の訪問(20分)	294単位	3,063円	307円	613円	919円
理学療法士の訪問(40分)	588単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円

〈要支援〉 1割または所得によって2割、3割となります。

所要時間	基本単位	自己負担10割	1割	2割	3割
20分未満	303単位	3,157円	316円	632円	948円
30分未満	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
1時間未満	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間30分未満	1,090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士の訪問(20分)	284単位	2,959円	296円	592円	888円
理学療法士の訪問(40分)	568単位	5,918円	592円	1,184円	1,776円

※夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増  
 ※深夜(22:00~6:00)の訪問の場合 上記単位数の50%増

加算項目	基本単位	自己負担10割	1割	2割	3割
サービス提供体制加算 1回につき	6単位	62円	7円	13円	19円
(介護)看護体制強化加算(I) 1月につき	550単位	5,731円	574円	1,147円	1,720円
(介護)看護体制強化加算(II) 1月につき	200単位	2,084円	209円	417円	626円
(予防)看護体制強化加算 1月につき	100単位	1,042円	105円	209円	313円
緊急時訪問看護加算(I) 1月につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算(II) 1月につき	574単位	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算(I)*① 1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
(II)*②③④⑤ 1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
長時間訪問看護加算(訪問時間90分越え)	300単位	3,126円	313円	626円	938円
初回加算 退院日の訪問 1月につき	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
退院翌日以降の訪問 1月につき	300単位	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算 1回につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
複数名訪問加算(I) 30分未満	254単位	2,646円	265円	530円	794円
複数名訪問加算(II) 30分以上	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
看護・介護職員連携強化加算 1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算 死亡月	2,500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円

\*厚生労働大臣が定める状態の内容に該当する方(状態の内容は別紙参照)

※負担額の計算方法 糸島市の地域区分単価 1単位=10.42円

基本単位×地域区分単価 10.42=A(小数点以下切り捨て)

A×0.9(1割負担の場合)=B(負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7をかけてください)

A-B=利用者負担

**\*厚生労働大臣が定める状態の内容(特別な管理を要する内容)**

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。  
気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態。
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者。
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している者。
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態。
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。

**※【厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者】**

在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者

- ・人工呼吸器を使用している状態にある者
- ・長時間の訪問看護を必要とする18歳未満の超重症児又は準超重症児(週3回可)
- ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ・特別な管理を必要とする者 \*①②③④⑤